

警察署からのお知らせ

運転免許を返納した方は、「運転経歴証明書」を申請することができます。平成24年4月1日以降に交付を受けた「運転経歴証明書」は、無期限の身分証明書となります。



- ◎記載事項の変更が
できます。
- ◎亡失、汚損時等に再
交付ができます。
- ◎申請取消後5年を
経過していない場合

平成24年3月31日以前に運転経歴証明書の交付を受けた方も申請取消後5年以内であれば再交付を受けることができます。(再交付できない場合もあります。)

運転免許証自主返納制度

申請による運転免許の取消し(返納)

- 高齢による身体機能の衰え
- 運転に自信がなくなった
- もう自動車等の運転をしない
- 家族から「運転が心配だ」といわれた



等という方は、申請により運転免許を取消し(返納)することができます。

もう運転しませんので
運転免許証をお返し
します。



	自主返納者数
H23	139
H24	120
H25	128
H26	156
H27	252
H28	146
合計	941

※平成28年は1~6月末までの数
※会津若松警察署取り扱い件数

運転経歴証明書制度



運転免許を返納した方は、**「運転経歴証明書」**を申請することができます。



「運転経歴証明書」は身分証明書になるの？

無期限の身分証明書になります。

(平成24年4月1日以降のもの)



平成24年3月31日以前に交付を受けた運転経歴証明書は無期限の身分証明書にならないの？

無期限ではありません。再交付を受け無期限のものにすることができます。



「運転経歴証明書」を紛失したり、汚損したときなどは再発行してくれるの？

亡失、滅失、汚損又は破損時の再交付ができます。

(できない場合もあります。)



「運転経歴証明書」を申請できる期間はいつまでですか？

「申請取消後」から**5年以内**になります。



「住所や氏名」が変わったらどうしたらいいですか？

「住所や氏名」の記載事項変更ができます。

(平成24年4月1日以降のもの)



申請による運転免許の取消し(返納)手続等

申請取消手続きのできる方

- 住所地在県内の方。(免許証住所が県外でも住所変更と同時に申請取消可能)
- 免許証が有効であること。
※免許停止中、または行政処分による取消・停止の基準に該当する方は手続きできません。
- 再試験の基準に該当する者も含む。

申請場所

- 福島・郡山運転免許センター
- 福島県内の警察署及び各分庁舎
※申請書類を作成していただきますので、時間に余裕をもって来庁してください。

受付日・受付時間

- 月曜日から金曜日まで。
※土曜日、日曜日、祝日、振替休日、年末年始の「12/29～1/3」は受付を行っていません。
- 午前8時30分～午後0時00分
午後1時00分～午後2時00分

必要書類

- 運転免許証

その他

- 申請による運転免許の取消し(返納)手続きは、本人による申請以外は手続きできません。(ご家族等の代理申請はできません。)
- 免許の一部取消申請をする場合は、写真や手数料が必要になることもありますので、運転免許センター等にお問い合わせください。

「ベルトした? みんなしたよが 合言葉」
全席シートベルト・チャイルドシートを着用しましょう!

「運転経歴証明書」申請手続等

交付申請手続きのできる方

- 申請による運転免許の取消をされた方
- 申請による運転免許証の取消をされた日から5年以内

申請のできる場所

- 福島・郡山運転免許センター(即日交付できますが、申請書類を作成していただきますので、時間に余裕を持って来庁してください。)
- 福島県内の警察署及び各分庁舎(交付までに約2週間程度かかります)
※福島・福島北・郡山北警察署の本署及び郡山警察署に申請の方は、写真1枚(縦3cm×横2.4cm)が必要です。

受付日・時間

- 月曜日から金曜日まで。
※土曜日、日曜日、祝日、振替休日、年末年始の「12/29～1/3」は受付を行っていません。
- 午前8時30分～午後0時00分
午後1時00分～午後2時00分

必要書類等

- 『申請による運転免許証の取消通知書』
(運転免許証を返納した際に交付されたもの。)
- 手数料1,000円(福島県収入証紙)

注意事項

- 『運転経歴証明書』で自動車等の運転はできません。

交付手数料の補助

- 会津若松交通安全協会等で交付手数料を補助します。
会津若松市居住で会津若松警察署で手続きされる方が対象
- 会津若松地区交通安全協会会員～全額(1,000円補助)
 - 会員でない方～会津若松地区交通安全協会が500円、
会津若松地区交通安全事業主会が200円補助(自己負担300円)会員証と印鑑を持参してください。

運転経歴証明書の再交付

- 運転経歴証明書を亡失、滅失、汚損または破損された方
- 平成24年4月1日以前発行の旧型運転経歴証明書をお持ちの方で、新型を希望の方は再交付できますので旧型の提出を願います。
※発行されてから5年経過しており、紛失した場合や内容を確認できない場合は再交付できません。

申請のできる場所

- 福島・郡山運転免許センター
- 福島県内の警察署及び各分庁舎

受付日・時間

- 月曜日から金曜日まで。
※土曜日、日曜日、祝日、振替休日、年末年始の「12/29～1/3」は受付を行っていません。
- 福島・郡山運転免許センター
午前10時00分～午前11時00分
午後2時00分～午後4時00分
- 福島県内の警察署及び各分庁舎
午前8時30分～午後0時00分
午後1時00分～午後5時00分

必要書類等

- 身分を確認できるもの
(住民票、健康保険被保険者証、パスポート等)
- 写真1枚(縦3cm×横2.4cm、無帽、無背景、正面上三分身、撮影後6ヶ月以内)
- 旧型運転経歴証明書(新型を希望の方)
- 手数料1,000円(福島県収入証紙)
※再交付手数料は会津若松地区交通安全協会・会津若松地区交通安全事業主会からの補助はありません。

運転経歴証明書の記載事項変更(氏名・住所)の変更

受付日・時間

- 月曜日から金曜日まで。
※土曜日、日曜日、祝日、振替休日、年末年始の「12/29～1/3」は受付を行っていません。
- 午前8時30分～午後0時00分
午後1時00分～午後5時00分

申請のできる場所

- 福島・郡山運転免許センター
- 福島県内の警察署及び各分庁舎

必要書類

- 運転経歴証明書
- 住民票の写し、健康保険被保険者証、公的機関又はこれに準じる機関が当該届出者を名宛人として作成交付した領収書、郵便物等の提示(氏名変更の場合は住民票の提示)

ご不明な点は、下記にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

会津若松警察署交通第一課

0242-22-5454

福島運転免許センター

024-591-4372

郡山運転免許センター

024-961-2100

会津若松地区交通安全協会

0242-22-6390

ゆっくり走ろう 会津路

ゆっくり走って会津の観光、名店・銘菓をお楽しみください!